

社会福祉法人しらさぎ福祉会 第3期中長期事業計画

(期間：2年目・令和6年4月1日～令和9年3月31日)

世の中が人口変動や物価高騰などで多くの課題を抱える中で持続性確保が求められ、令和6年度は地震や豪雨などの自然災害や感染症蔓延が人々の生活を脅かし、介護施設でも事業継続計画の策定や訓練等への取組がより緊急性を要求されるようになりました。

一方、介護報酬は改定の年を迎え、前回の同時改定を上回るプラス1.59%の改定率となり、その内訳は0.98%が処遇改善分に充てられ、介護人材を中心とした現場を支える幅広い職員に処遇改善の手が行き届く転機となりました。そのような中で政権交代した新政府は最低賃金の大幅な見直しを急務とした姿勢を強固にしており、公定価格による報酬を財源とする社会福祉法人にとっては、更なる財政圧迫を伴う変革が強いられています。

そして、社会福祉法人は経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上、財務基盤の強化、地域における公益的な取組などの責務を負う中で、人材確保への対応に苦悩する状況が慢性化しており、価値観や生活課題が複雑多様化するこの世の中において、権利擁護と倫理観醸成に対する責任と義務が厳しく問われ、人材育成や職場環境づくりへの更なる努力を強く求められることとなりました。

しらさぎ福祉会は、引き続き多様な課題に計画的かつ堅実的な対応を続け、令和6年度は概ね前年度をやや上回る事業実績を辿り、4年にも及ぶ感染拡大期に被った事業低迷を脱し、そしてようやく活気が取り戻されました。人材確保においては新卒入職者4名、中途採用2名、計6名の採用が実現し、人員体制としては事業持続化への足固めにつながる大きな成果を得ました。そして迎えた令和7年度には、主な取り組みとして、国が後押しする生産性向上や働きやすい職場環境づくり、そして事業持続化に注力し、中堅クラスを主軸とした強い組織基盤を作り上げます。

そのために、経営ビジョン及び基本理念の下、以下のとおり第3期中長期計画を掲げ、各事業計画に従った取り組みを実践、展開していきます。

《経営ビジョン》

家族と暮らしているようなアットホームな施設としての誇りを持ち、地域社会に貢献し続けるための組織体制と経営基盤を築く。

《基本理念》

誠心誠意を尽くし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ

1 サービス品質

1) 経営理念・方針の周知

年間通じて1回以上、理念に立ち返るための再周知を行います。(2年)

2) 外部評価とブランディングの実施

外部評価の結果を基に、独自性の魅力を高め、ブランディングを行います。広くその魅力を発信します。(2年)

3) 業務手順の標準化

業務改善と生産性向上を目指したマニュアル整備に向け、多角的視点でPDCAサイクルによる安全性と適合性管理を展開し、全職員共有化に取り組みます。(2年)

4) コンプライアンス

年間通じて1回以上の倫理学習を行い社会的信頼の堅持に取り組みます。そのため、外部指導を含む倫理学習と客観的評価にも取り組みます。(2年)

5) 医療介護連携強化

嘱託医や協力医療機関と連携・情報交換を密にし、緊急時の連携体制における対応力と対応幅を広げます。(2年)

2 人材

1) 人材確保・定着化

年齢層や障害の有無に関係なく、多様な人材が役割を持ちいきいき働ける制度・環境づくりを進めます。また、稼働が安定を欠く中、人材確保・職場環境改善補助金を有効活用し、職員のモチベーション維持・向上につなげます。(2年)

2) 人材育成

計画的な後継者育成を目指し、キャリアパス制度に基づく目標設定と必要なスキル獲得の機会づくりを実行、同時に人事考課の評価精度を高めます。(2年)

3) 経営マインドの醸成

主任クラス職員を中心に全職員の経営的視点と役割意識を醸成します。(2年)

4) 組織活動

地域との良質な関係性を活かし、地域の声と信頼を力に活動に躍動感を生みます。また、健全な人材・設備・環境・規律の整備、維持向上に取り組みます。(3年)

5) 権利擁護

倫理教育により、一人ひとりのその人らしい暮らしと権利を守ることへの意識と行動品位を高く持ち、組織評価と信頼関係を一層高めます。(2年)

3 財務基盤強化

1) 事業収益の拡大

全事業で稼働率を高め、事業収入における収益性向上を図ります。(2年)

2) 積立金の計上

無駄な支出や不適切な経費を見直しつつ収益性を高めます。(2年)

3) 財務分析

全事業全職員共通の目標を掲げ、経営分析、収支・財源を意識した資金運用と計画修正を徹底します。(3年)

4) 補助金事業活用

看取り環境整備及び送迎車輛等購入に補助金事業を有効活用し、老朽化に伴う設備及び環境整備を進めます。(3年)

4 制度への取組

1) 介護報酬の改定への対応

取得済み加算の定着継続化を必須とし、常に加算取得要件整備を目標に、人員配置や対応力向上を目指します。(3年)

2) 新しい取り組みの検討

地域ニーズに基づく新しい地域貢献の機会を探り持続性強化を図ります。(3年)

3) 生産性向上と職場環境改善

より働きやすい職場環境のため補助金を活用し生産性向上を実現します。(2年)

5 地域との関係

1) 地域連携

地域やボランティアとのつながりをより高め、交流する機会を広げます。(3年)

2) 地域特性の把握

情報網を活用し、地域住民のニーズの把握に力を注ぎます。(3年)

3) 新しい取り組みづくり

地域福祉向上・持続化を目指し、多様な人材を確保するため、地域での福祉教育・介護の仕事イメージアップ活動、施設見学会などを行います。(2年)

4) SDGs（誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会）の実現

公共性と公益性の高い事業を行う立場から、権利擁護や福祉、教育、雇用、ともに生きる豊かな地域社会を目指した取り組みを行います。(3年)※

※達成可能な持続可能な開発目標（SDGs）

【目標1】 貧困をなくそう（多様な人が利用しやすい生活のサポート）

【目標3】 すべての人に保健と福祉を（健康と生活を守る医療福祉連携）

【目標4】 質の高い教育をみんなに（福祉教育分野で教育活動に参加）

【目標8】 働きがいも経済成長も（多様な人が働きやすい職場）

【目標10】 人や国の不平等をなくそう（ダイバシティ&インクルージョン）

【目標11】 住み続けられるまちづくりを（外出・移動手段の確保）

【目標17】 パートナリシップで目標を達成しよう（地域ぐるみの福祉向上）

6 活動と貢献度の向上

1) 地域ニーズへの対応

積極的にニーズを把握し介護保険制度では行き届かない部分に支援を行き渡らせます。(3年)

2) 地域の活性化

新しい地域貢献の形を模索し地域福祉向上と地域の活性化に貢献します。(長期)

7 設備・備品管理

- (1) 新館外壁塗装及び内装の更新 (2) 送迎車輛の更新 (3) デイルーム空間の快適性向上
(4) 防犯・安全対策 (5) 職員専用駐車場の整備 (6) 特養静養室の看取り環境整備
(7) 非常用自家発電設備の更新工事 (8) 耐震補強工事

8 防災・感染症対策

1) 事業継続計画の整備及び周知

大規模災害発生及び感染症の蔓延に備え、簡易版マニュアルを活用し、事業継続計画（BCP）を分かり易く職員に周知促進し、訓練に活かします。(3年)

2) 情報伝達のデジタル化

災害等の緊急連絡や重要な連絡の円滑な周知が図れる仕組みとして、ICTを活用した伝達手段を確立し、その運用につなげます。(3年)

3) 災害や感染拡大への対応力強化

災害訓練及び感染症対策訓練として、シミュレーションを行い、職員の緊急時における対応力向上と地域との連携強化につなげます。(3年)

事業計画書 (社会福祉法人 しらさぎ福祉会)

《経営ビジョン》

家族と暮らしているようなアットホームな施設としての誇りを持ち、地域社会に貢献し続けるための組織体制と経営基盤を築く。

《基本理念》

誠心誠意を尽くし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ

《基本方針》

わたしたちは、懇切丁寧に接し、安全で安心、安楽な生活環境をつくります。

わたしたちは、尊厳を守り、個別性のある心温かい支援を行います。

わたしたちは、地域社会とのつながりを大切にし、福祉向上のために貢献します。

1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しらさぎ福祉会は、法人定款第3条の規程に則り、社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると共に、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

2 理事会・評議員会の開催

1) 理事会の開催

法人定款の定めるところにより、令和7年6月、9月、12月、令和8年3月を開催予定とし、理事長及び業務執行理事が、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を報告します。但し、必要がある場合は、その都度、開催します。令和7年6月は、役員の改選を行います。

2) 評議員会の開催

法人定款の定めるところにより、定時評議員会のある令和7年6月を開催予定とします。但し、必要がある場合は、その都度、開催します。令和7年6月は、評議員の改選を行います。

3) 監事会の開催

当法人及び各事業所の適正な業務執行・会計処理について監査の執行(令和7年5月、11月に予定)を求めます。また、法人定款の定めるところにより、理事会のある令和7年6月、9月、12月、令和8年3月を予定として出席を求め、必要がある場合は、その都度の出席及び理事会への監査報告を求めます。令和7年6月は、監事の改選を行います。

4) 評議員選任・解任委員会の開催

法人定款の定めるところにより、理事会から提案があがったときには評議員の選任及び解任の決議を目的とした委員会を開催致します。

3 事業運営

- ① 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
地域密着型特別養護老人ホームの経営
- ② 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業の経営
老人デイサービス事業の経営
- ③ 公益事業 居宅介護支援事業の経営
介護予防支援事業の経営

4 本年度の重点施策

令和7年度は6つの重点施策に取り組みます。

一つ目に、持続安定化を果たすための財源獲得に総力を挙げて取り組みます。

二つ目に、資金運用と職員処遇とのマッチングに取り組みます。

三つ目に、整備半ばにある介護テクノロジーを補助金活用により完備します。

四つ目に、ブランディングを更に進め、情報ツールを用いた啓発強化を行います。

五つ目に、老朽化が進む施設各所の予算に基づく計画的な再整備を進めます。

六つ目に、役付ある中堅職員の育成強化により、中堅が軸の組織力強化を行います。

そのため、しらすぎ福祉会は以下の施策に取り組めます。

事業計画書

(特別養護老人ホームしらすぎの里)

《基本理念》

『誠心誠意をつくし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ』

《基本方針》

- ① 入居者の尊厳を守り、個別性を重視し、サービスの向上に努めます。
- ② 入居者・家族との信頼関係を大切にし、関係の構築に努めます。
- ③ 地域とのつながりを大切にします。
- ④ 事業を支えられる人材の育成を行います。
- ⑤ 施設運営の安定と経費の適切な管理を行います。

《重点項目》

- ① 根拠に基づいた介護の実践
- ② 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施
- ③ サービスの質の向上
- ④ 地域支援と連携の強化
- ⑤ 施設運営の安定と経費の適切な管理
- ⑥ 危機管理体制

1 根拠に基づいた介護の実践

水分・食事・歩行と排泄の連動が身体に及ぼす影響を学び、認知症の改善・身体機能の向上に繋がります。また、医師、歯科医師、精神科医師との連携を細かく行う事により、専門的なケアと体制を充実させます。

1) 根拠に基づいた介護の実践

2 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施

入居者に安心して自分らしく生活が送れるように、環境面（生活空間と身体）の清潔保持と高齢者虐待及び身体拘束に関する考え方を理解し、防止策・対応策を職員自ら考える力を養えるように努めます。

- 1) 褥瘡ゼロ、拘束ゼロ、胃瘻ゼロ、骨折ゼロに取組み、入居者の安心・安楽に繋がります。
- 2) 各フロアで整理・整頓・清掃・清潔を周知徹底し、入居者の快適な生活を築きます。
- 3) 人権擁護・虐待防止の観点から、身体拘束、高齢者虐待、認知症実践者研修等の外部研修へ積極的に参加し、認知症の方への基本的な対応方法など、資質向上を図ります。身体拘束の委員会を年4回、研修を年2回以上行い、さらなる適正化を図ります。
- 4) 各委員会（食事・入浴・排泄・身体拘束・感染対策・褥瘡対策・行事）の活動を活性化し、入居者個々に応じた生活環境を整え、生活の質の向上に努めます。
- 5) 職員の資質向上とメンタルケアについて
 - ① 外部研修会（オンライン）へ積極的に参加し、知識及び接遇マナーの習得を図ります。研修後は施設内研修会を開催し、職員の知識、資質の向上に努めます。
 - ② 喀痰吸引・胃瘻の介助に関する施設内研修を年1回以上実施します。また、必要時には随時、看護師による個別指導を行います。
 - ③ 専門職として必要な資格取得に対するサポート体制を継続して実施し、資格取得に対する意識・意欲の向上を図ります。無資格の介護職員には認知症介護基礎研修（外部研修）を受講させます。（3年以内）
 - ④ 3年目以降の職員が、施設内研修を行い各項目における知識の向上を図ります。

月	特養・地域密着型特養共同の研修内容
4月前半	アセスメント・ケアプラン・モニタリング
4月後半	高齢者虐待・尊厳を守るケア
5月前半	ハラスメント
5月後半	身体拘束適正化
6月前半	職業倫理
6月後半	食中毒の基礎知識と予防（感染症）
7月前半	認知症ケア ICF 含む
7月後半	ターミナルケア
8月前半	接遇及び排泄介助（トイレ誘導・パッド交換・体位変換含む）（実践）
8月後半	接遇及び食事介助・服薬（実践）
9月前半	プライバシー保護、個人情報保護
9月後半	高齢者虐待・尊厳を守るケア
10月前半	高齢者に多い疾病（褥瘡・体位変換も含む）
10月後半	感染症予防・対策
11月前半	ICT 含めたチームケアの重要性（他職種連携）

1 1 月後半	身体拘束適正化
1 2 月前半	リハビリ（集団・個別でできる体操）
1 2 月後半	介護事故の予防・緊急時対応
1 月前半	怪我・体調不良等の緊急時の対応（骨折・止血）
1 月後半	高齢者施設における事故発生の原因と予防（ヒヤリハット）
2 月前半	接遇及び入浴介助（特浴・椅子浴・個浴・清拭介助）（実践）
2 月後半	吸引・胃瘦介助（介護・看護・医師の連携、実技）
3 月前半	褥瘡のメカニズム
3 月後半	口腔ケアの重要性

- ⑤ その他、必要に応じて内部研修・外部研修・外部講師の研修を実施します。
- ⑥ 中途職員研修を随時実施し、業務遂行上の対人援助の意義とあり方、社会人としての基礎を学び、やりがいを見出せるよう育成します。
- ⑦ 対人援助職である事から、心身の健康管理に努め、相談しやすい環境づくり（メンタルケア）を図ります。また、「ストレスチェック」も行います。

3 サービスの質の向上

1) ケアマネジメントの充実

- ① 重度高齢者が増加するなか、根拠に基づいた介護に向けたアセスメントと適切な評価による見直しを行い、入居者個々の自立した生活と認知症の改善に努めます。
- ② 施設サービス計画作成時には関係部署（介護職員、機能訓練指導員、医務室、栄養室）より情報を収集し、入居者の細かな心身状態の把握及び情報の共有に努めます。
- ③ 感染状況を鑑みながら施設行事を充実させ、生きがいや目標作りを支援します。また、余暇活動の内容を検討し、入居者の希望・意向に沿った内容を検討します。

2) 看護室の取り組み

- ① 入居者の日々の健康管理を行い、体調不良時には嘱託医・協力医療機関と連携し、検査体制を整え早期受診に努め、健康で安全・安楽な生活を送れるよう支援します。
- ② 感染症の集団発生を予防する為、平常時から予防対策を実施し、感染症発生時には、嘱託医と連携します。感染症研修にて職員の知識・技術の向上を図り、年 2 回程度の訓練（シミュレーション）を行い、感染症発生に備えます。
- ③ 褥瘡のリスクアセスメント（ブレイデンスケール）を定期的に行い、皮膚状態の観察の重要性を周知・徹底します。褥瘡処置が必要な場合は、嘱託医・協力医療機関や多職種と連携し、早期治癒を目指します。
- ④ 歯科医師・嘱託医や多職種と連携し、口腔ケア充実と口腔機能維持・向上を図ります。
- ⑤ 終末期を迎えられる入居者のご家族が安心して最期の時間を過ごせるよう、嘱託医や他職種と連携します。
- ⑥ 日常生活やレクリエーションの中にも機能訓練を取り入れ、四肢筋力の維持・向上に努めます。

3) 栄養室の取り組み

- ① 食事サービスの充実

- ・健康維持・増進、疾病予防のため、栄養価が高くバランス良い食事作りに心掛けます。
- ・四季折々の変化を感じられるよう安全で美味しい食事提供に心掛けます。
- ・季節の食材を使用した料理や実演料理など、バイキングを実施します（月１回）。
- ・誕生日お祝いメニュー、季節の行事食を企画し、五感で楽しむ料理を提供します。
- ・咀嚼・嚥下機能の低下した入居者に、誤嚥リスクの少ないソフト食を提供します。
- ・家庭のように陶器の食器を使用し使い易さと食べ易さに配慮した食器を使用します。
- ・嗜好に合った飲み物に合う手作りおやつを提供します（週１回）。

実施月	令和７年度参加型行事食予定	行事食（毎月）
４月	いちご大福作り	バイキング
５月	母の日 お祝いスイーツ	季節の行事食
６月	父の日 寿司にぎります	誕生日お祝いメニュー
７月	季節のスイーツバイキング	バイキング 季節の行事食 誕生日お祝いメニュー
８月	カッティングフルーツ	
９月	おはぎ作り	
１０月	寿司バイキング	
１１月	鍋パーティー	
１２月	クリスマスデザート	
１月	恵方巻作り	
２月	ひな祭り 寿司ケーキ	
３月	季節のスイーツバイキング	

② 経口維持のための多職種連携

- ・歯科医師や看護師、介護職など多職種との連携を図り、入居者の状態に合わせた食形態や内容を検討し、経口摂取の維持に向けた支援を行います。

③ 栄養ケアマネジメント

- ・低栄養や褥瘡、認知症の予防と改善を目的とした栄養ケア計画書を作成し、他職種と連携して栄養ケアマネジメントを実施します。
- ・多職種と連携をとり継続的なミールラウンドを実施し、状態悪化の早期発見に努め、補助食品や嗜好等を踏まえた低栄養予防や栄養改善を図ります。
- ・科学的介護情報システム「LIFE」へデータを提出し、分析・フィードバックされたデータを活用してケアの質の向上に取り組みます。

④ 疾病に応じた食事提供

- ・嘱託医の指示に基づく療養食を提供し、疾病の進行予防や必要栄養量を確保します。

⑤ 経管栄養の入居者に対する取り組み

- ・経管栄養の方に対し嘱託医指示による個々に応じた注入液で健康維持に努めます。

⑥ 栄養室会議・給食委員会の開催

- ・栄養室会議を実施し、事業計画の進捗状況や給食運営に関する事案を協議します。

- ・給食委員会を実施し、給食（献立）や業務改善事項、リスク管理を協議します。
- ・各会議・委員会で関連部署と情報共有、栄養ケアや食事サービスに反映させます。

⑦ 有事の備え

- ・災害時等、非常時の食事提供に備え、防災マニュアルや備蓄食の整備を継続し、有事を想定とした備蓄食をマニュアルに従い提供します。

⑧ 栄養士・調理員の知識や技術の向上

- ・より良い栄養管理や給食運営を目指すため、オンライン研修等に積極的に参加し、管理栄養士や調理員の専門性を高め、新しい知識の習得、技術の向上に努めます。

⑨ リスクマネジメント

- ・職員個々の衛生管理や危機管理に対する意識を高めるため、施設内勉強会や情報提供の場を設けるなど、安全安心な食事提供に努めます。

⑩ 情報の発信

- ・ご家族様や地域住民に施設給食や栄養摂取状況、取り組み等の情報を発信します。

特養・地域密着型特養共同の年間行事計画

4月	・花見（しらさぎの里庭）	10月	・運動会
5月	・母の日お祝い	11月	・焼き芋
6月	・父の日お祝い	12月	・クリスマス会
7月	・七夕祭り	1月	・初詣
8月	・そうめん流し	2月	・節分
9月	・しらさぎ祭り	3月	・ひな祭り

- 6) ご家族へサービス提供に関するアンケート調査を行い、実施状況・調査結果を基に主任会議において検討し改善・実施につなげます。

- 7) 面会は 1F 応接室（会議室）を使用した予約制での直接面会を行います。

看取りケアに同意された方に関しては、感染対策を十分に行い短時間での直接面会を行います。面会時には職員より現状を詳細にお伝えします。

4 地域支援と連携の強化

- 1) 地域サポート施設として地域見守り事業（中学校区）を実施するにあたり、地域包括支援センター、自治会、民生委員、居宅介護支援事業所と密に連携し、地域の在宅高齢者の方たちが安心して地域生活を継続できるよう支援体制を整え、介護保険では対応できない細やかな生活支援を行います。

（目標登録者数：15名）

- 2) 地域行事等（各地域の触れ合い喫茶、老人クラブ会合等、勉強会）、地域活動を通じて交流を図り、参加者に楽しんで頂くことにより地域貢献に繋がる様に努め、より良い関係の構築を図り些細なことでも相談して頂きやすい関係性に努めます。（公的機関の指示や感染状況を踏まえ随時検討）

5 施設運営の安定と経費の適切な管理

目標稼働率 98%

- 1) 健康サポート（状態把握・対応）について

- ① 看護部門が中心となり、入居者の体調変化を早期に把握し 各部門間での密な連携により、医師

の指示を仰ぎ、個別の状況に応じた対応ができるように努めます。

② 各フロア単位で稼働率を把握し、体調変化への対応の見直し 対策を講じます。

③ 入院されている方の常態把握を随時行い、特養空床の有効活用に努めます。

2) マンパワー不足の解消について

① 見守りロボットの積極的な導入

見守りセンサーロボットを積極的に導入し、職員・入居者双方の負担軽減と介護業務を効率化し、見守りセンサー及び連動するインカムの最適活用を検討します。

3) 経費削減について

① 主任会議にて、毎月のベッド稼働率や光熱費等の推移を共有し、改善できる部分を考察し経費節減に努めます。

② 介護用具を丁寧に、清潔に取り扱い傷みが極力少なくなるように努めます。

6 危機管理体制

1) 介護事故及び感染症防止に関わる安全性の確立について

① ヒヤリハットを活用し、事故に至らない事例を集計し、情報を共有することにより重大な事故の予防に繋がります。事故に関しても同様に集計し、再発予防に努めます。

② 事故検討委員会を年2回以上実施し、施設内部での安全環境も視野に入れて検討し、危険個所については速やかな改善に努めます。

③ 緊急時には、緊急時対応マニュアルに沿った対応を行います。

④ 感染症対策委員会を中心に感染症の動向を把握し、随時マニュアルの適正化を図り、細部の対応をよりの確化。訓練（シミュレーション）を実施します。

⑤ 褥瘡対策委員会を中心に褥瘡発生防止体制を確立し褥瘡が発生しにくい適切な介護を行います。

2) 苦情に対するスムーズな対応

入居者・家族・地域からの苦情・相談に対しては、苦情対応マニュアルに基づき、迅速な対応・改善に努め、各職員に内容を徹底していきます。

① 入居者・家族に細かなコミュニケーションや近況報告を適切に行い、施設での状況を随時連絡します。

② 2ヶ月に一度、第三者委員による苦情解決委員会を実施します。

3) 防災対策について

① 地域災害時は姫路市と連携し、福祉避難所の要請があれば要援護者を受け入れます。

② 消防・消防計画を見直し、職員個々に防災への危機意識が持てるように周知します。

③ 防災計画に基づき、地域と連携した避難訓練を実施します。

④ 防災計画に基づき、救急法実践訓練を実施します。

訓練種目	特養・地域密着型特養共同の消防避難訓練計画	対象	実施時期
火災避難訓練	消火、通報および避難等を連帯して行う。 (自治会との合同訓練)	昼間部	10月
		夜間部	5月
通報連絡 訓練	消防機関への通報訓練（ホットライン） ホーム内への通報連絡訓練等	昼間部	10月
		夜間部	5月

消火訓練	屋内消火栓、消火器の操作及び消火訓練を行う。	昼間部	10月
		夜間部	5月
救急法	消防署員と応急手当普及員による救急法実践訓練を実施する。		6月、12月

⑤ 非常食の備蓄を行います。

※ 特養会議・主任会議・委員会・施設行事は広域型特養と地域密着型特養で共同開催。

特養・地域密着型特養共同のBCP（業務継続計画）訓練計画の実施計画（年2回）

災害訓練	大型地震、土砂崩れ、水害を想定した避難訓練を実施。	法人	7月・2月
感染対策訓練	新型コロナウイルス感染症対策シミュレーション（訓練）を実施。	法人	6月・1月

4) リスクマネジメント

① 高齢者虐待防止の推進

- ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ・適切に実施するために担当者を設置します。（管理者）

② 身体拘束等の適正化の推進

- ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。

③ 口腔衛生管理の強化

- ・歯科専門職と看護師、介護職員が連携し入居者の口腔内の衛生管理、評価を実施。

事業計画書

（しらさぎの里 ショートステイ事業所）

《基本方針》

- ① 地域のニーズに合わせ、在宅生活をサポートできる施設の構築に努めます。
- ② ご利用者、ご家族が安心して利用できるサービスを目指します。
- ③ ご利用者の“生きがい作り”“楽しみづくり”の支援を行います。

《重点項目》

- ① ケアプランに沿ったサービス提供
- ② 在宅生活継続に向けてのケアの構築
- ③ ご利用者、ご家族との信頼関係の確立
- ④ 感染対策の確立（新型コロナウイルス対策）
- ⑤ 短期入所事業の安定と居宅介護支援事業所との連携強化

1 ケアプランに沿ったサービス提供

1) 居宅介護支援事業所のケアプラン、ニーズに沿った適切な支援を行います。

- ① 新規入所時には、ケアマネジャーからの情報提供だけでなく事前訪問し、ご利用者の状況確認を確実に行い、ご利用者・ご家族の希望に沿ったケアプランを作成し実行します。

- ② 休日（日曜日）の送迎体制を充実させ、ご利用者の期間ニーズに添えるようにします。
- ③ 必要時にはケアマネジャー、ご家族と連携し適切な支援を行います。

2 在宅生活継続に向けてのケアの構築

- 1) 在宅生活を念頭におき、利用者の現有機能を活かした援助を行い、在宅と同様の日常生活動作が行えるように努めます。
- 2) クラブ活動・機能訓練・日常的な役割を持つことにより、心身機能の維持・向上とご家族の介護負担の軽減を図ります。

3 ご利用者、ご家族との信頼関係の確立

- 1) サービス利用に際して重要事項を十分に説明し、納得して利用頂くよう努めます。
- 2) 入所・退所時には物品チェックを行い、紛失や忘れ物が無いように注意し、利用中の様子を“すこやかメモ”に記載して介護職員・看護職員からの生活状況をお知らせします。
- 3) 体調不良時には、速やかにご家族に連絡し、状況の説明を行います。利用中の受診は原則としてご家族に依頼しますが、緊急を要する際には施設で受診送迎や救急車での対応を行います。（長期利用の方はできる限り施設で対応します。）
- 4) 入院による状態変化や利用が遠のいている方の場合には、再度事前面談を行い、状況を的確に把握し対応していきます。
- 5) 感染状況を鑑みた生きがい作り、楽しみづくりについて
 - ① 個室を利用していただき過ごしやすい環境を提供するとともに物品管理も含めた個別的ケア・グループケアの充実を図ります。
 - ② ご利用者の1人ひとりの趣味・特技を活かした個別ケアを行います。
 - ③ 利用中に他のご利用者との関係性を保てるよう支援します。
 - ④ 生活援助だけでなく、特養余暇活動・年間行事に合わせて参加を促進し、“生きがい”“楽しみ”に繋がるように支援します。外出行事については感染状況に応じて都度検討します。
- 6) 食事について
 - ① ご利用者の日常生活の質の向上
 - ・ 利用者個々の嗜好を考慮した献立作成を行います。
 - ・ ゆったりとなじみの方と食事ができる環境作りに努めます。
 - ・ 嘱託医又はかかりつけ医の指示に基づき、疾病に対する療養食を提供します。
 - ② 美味しい食事の提供
 - ・ 適時・適温の食事を提供します。
 - ・ 利用者個々の体調に合わせた食事形態には、柔軟に対応します。
 - ・ 新規利用の方には安心や満足感が得られ、次回の利用につながるよう努めます。

4 感染症対策の確立（感染症対策）

- 1) 受入れ態勢
 - ① 自宅でのご利用者の体温確認及び、ご家族も含めた近日中の行動（感染が疑われる地域・場所への移動等）の確認を利用毎に行います。
 - ② 入所時、玄関にてバイタルサインの確認を行い、感染症が疑われる場合は1階個室（相談室）で隔離対応を行います。速やかにご家族と連携を取り、受診していただく措置を行います。

- ③ 感染症が流行している又は疑われる他事業所を利用され発熱が認められるご利用者は、1 週間（7 日間）自宅待機を経てからの再利用とします。

2) 感染症発生時

- ① 施設内で感染症が発生（利用者自身が発症）した場合は、ご家族と担当ケアマネジャーと連携をとり受診の段取りと受け入れの協議を行います。また利用中に同フロアで他の利用者に感染を確認した場合ご家族に報告し利用の継続か自宅に帰られるかの検討をして頂き担当ケアマネジャーにも報告を行います。

5 短期入所事業の安定と居宅介護支援事業所との連携強化

目標稼働率 105%

- 1) 医療的ニーズが増加する中、安心して利用頂く為に、居宅介護支援事業所・主治医との連携を密にし、確実に状態把握を行い病状の維持・改善に努めます。また、医療度の高い方も可能な限り受け入れできる体制を整えます。
- 2) 受け入れ規約を遵守し、本入所者入院時空きベッドを最大限利用し柔軟な受け入れ態勢を整えます。
- 3) 各居宅介護支援事業所にショートステイの空き状況をお知らせし、ご家族の入院など急なサービス利用にも対応できるように円滑な受け入れ態勢を維持します。
- 4) 居宅介護支援事業所に利用状況をお知らせし、利用者の状態を共有します。
 - ・生活状況・機能訓練内容に関しても状況を細かく伝えられるように努めます。
- 5) 入所待機者に対し、ショートステイの利用の啓発に努めます。
- 6) 他事業所での感染症対策（面会の中止等）を考慮し、早期に担当ケアマネジャーやご家族と連携を図り、事前面談及び利用調整をスムーズに行う態勢を確保します。
- 7) 地域サポート施設（兵庫 LSA24）と連携し、緊急保護が必要な方の受け入れ態勢を整えます。
- 8) リスクマネジメント
 - ① 高齢者虐待防止の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
 - ・適切に実施するために担当者を設置します。（管理者）
 - ② 身体拘束等の適正化の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。

事業計画書

（地域密着型特別養護老人ホームしらさぎの里）

《基本方針》

- ① 入居者の尊厳を守り、個別性を重視し、サービスの向上に努めます。
- ② 在宅復帰を念頭におき、日常生活の自立支援に努めます。
- ③ 入居者・ご家族・地域との関係の構築に努めます。
- ④ 施設運営の安定と経費の適切な管理を行います。

《重点項目》

- ① 根拠に基づいた介護の実践

- ② 入居者の尊厳を守る基本的介護の実践とサービスの質の向上
- ③ 施設運営の安定と経費の適切な管理
- ④ 入居者・ご家族・地域との関係の強化
- ⑤ 危機管理体制

1 根拠に基づいた介護の実践

1) 根拠に基づいた介護の実践（在宅復帰を念頭に置き）

- ① 各入居者（体重）における必要水分量を把握し、水分不足から陥る意識障害の改善、予防を重点的に行います。また、必要時各入居者に対する行ったケア内容、翌月ケア目標をユニット会議内で話し合いを行い、安楽で健やかに過ごして頂けるように支援します。
- ② 医師・歯科医師・歯科衛生士と連携し、口腔機能向上を図り、個々に応じた口腔ケアを検討・実施し、食事の常食化（普通食）や経口摂取の継続に努め、食事の楽しみや口から食べる喜びを実感して頂くように支援します。
- ③ 医師・各部門と連携し、各入居者に応じた水分摂取と歩行訓練・下肢の機能向上訓練を充実させ、可能な限り自然な排泄、認知症の改善・生活の自立に努めます。
- ④ LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づく計画作成と PDCA サイクルを推進したケアの質向上を図ります。（3 ヶ月に 1 回データを提出）

2) 職員の資質向上とメンタルケア

- ① 外部研修（オンライン）へ積極的に参加し、知識の習得を図ります。研修後は施設内研修会を開催し、職員の知識、資質の向上に努めます。
- ② 喀痰吸引・胃瘻の介助に関する施設内研修を年 1 回以上実施します。また、必要時には随時、看護師による個別指導を行います。
- ② 専門職として必要な資格取得のサポート体制を継続実施し、資格取得に対する意識・意欲の向上を図ります。
- ④ 対人援助職である事から、ストレスによるバーンアウト（燃え尽き症候群）が起きないように心身の健康管理に努め、今まで以上に悩み事など相談しやすい環境づくり（メンタルケア）を行います。（職員面談を年 2 回以上行う）また、「ストレスチェック」を行います。

2 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施とサービスの質の向上

1) ユニット単体の委員会の充実と特養共同の委員会により、サービスのさらなる洗練化を図ります。

- ① ユニット単体の委員会「食事」「排泄」「入浴」委員会と広域型特養と連帯して行う委員会「行事・広報」「身体拘束廃止」「虐待防止」「感染症対策」「褥瘡対策」「喀痰吸引等にかかる安全」活性化と、各ケア委員会のリーダーによる会議を定期的で開催し、褥瘡ゼロ、拘束ゼロ、胃瘻ゼロ、骨折ゼロに向けたケアの見直しを随時行い、入居者の安全・安心・安楽に繋がります。
- ② ユニット内において、整理・整頓・清掃・清潔について更なる話し合いを行い、周知徹底することにより、入居者の快適な生活づくりに努めます。ご本人・ご家族から入居前の住環境について聞き取り、できる限り入居前の環境に近づけるように努めます。
- ③ 入居者・ご家族の意向、専門職の観点からサービス担当者会議にて話し合い、施設サービス計画を作成し、ケアの提供を行います。
- ④ 入居者及びご家族の思いに添った終末期の看取り介護に努めます。看取りケア開始前後にカン

ファレンス、看取りケア終了時に振り返りを行い、看取りケアの質の向上に努めます。

- ⑤ 特養共同の施設行事に参加頂き、生きがい、目標作りに繋がるように支援します。誕生会は、誕生日者の該当月に随時行います。ユニット行事を月に 1 度行いユニットで過ごされる喜びや生きがいを感じて頂ける行事を行います。

2) 高齢者虐待の防止・認知症予防を目指し、日頃の認知症状を認知症ケアシートに詳細に記録し、それを元に認知症ケアを行います。また、職員個々へ認知症高齢者のケアに対する理念の共有化と身体拘束・高齢者虐待に関する意識付けを行います。

- ① 職員個々へ認知症高齢者のケアに対する理念の共有化と身体拘束・高齢者虐待に関する意識付けを 3 ヶ月に一度、フロア会議で行い入居者一人ひとりの人格やプライバシーに配慮した対応ができるよう周知していきます。
- ② 認知症ケアに対する知識と技能、および倫理観を備えた職員を養成する為に認知症ケア研修を年 3 回以上行います。

3) 入居者個々に合った食事提供・栄養ケア計画の作成と実施

入居者個々にアットホームな環境で美味しく適切な食事提供を行うため、部門間で連携を図り、身体状況や摂食状況などを常に把握し、個々に合わせた栄養ケア計画書を作成するとともに低栄養状態の予防・改善、認知症進行の防止を図ります。

- ① ユニット内で盛り付けを行うことでよりアットホームな食事環境を作り入居者の食事に対する意欲を高めているように努めます。また、入居者の食事摂取状況を把握し 個別対応の食事提供に努めます。家庭での食事と同じように陶器の食器を使用し入居者が使いやすく食べやすさに配慮した食器を使用します。
- ② 嘱託医の指示に基づき、疾病に対する療養食を提供します。
- ③ 入居者個々の咀嚼嚥下状態に応じた形態での食事提供を柔軟に対応し咀嚼・嚥下機能の低下した入居者に、誤嚥リスクの少ないソフト食を提供します。
- ④ 低栄養や褥瘡リスクの高いまたは褥瘡が発生している入居者に対し、看護師、管理栄養士と連携し、速やかな栄養改善計画を立て適切な栄養管理を行います。
- ⑤ 季節の食材をふんだんに使用した料理や実演料理など、特別感を感じられるバイキングを実施します(月 1 回)。季節の催しを企画・実施します。入居者の健康維持・増進、疾病予防のため、栄養価が高くバランスの良い食事作りに心掛けます。
- ⑥ 誕生日祝いメニュー、季節の行事食のほか、ホールごとに入居者参加型行事食を立案・企画し、五感で楽しむ料理を提供します。

4) ご家族へサービス提供に関するアンケート調査を行い、実施状況・調査結果を基に主任会議において検討し、改善・実施につなげます。

5) 運営推進会議を偶数月に行い、地域包括支援センター、地域の自治会・老人会・民生委員の代表に参加いただき、その意見を反映しより良い施設の運営に努めます。

6) 広域型特養と共同の施設内研修・外部研修へ積極的に参加します。

7) 在宅生活時から現在の状況まで把握出来るように、利用者の 24 時間シート(アセスメントシート)を活用し、月 1 回のフロア会議により内容の検証と共有を行います。

3 施設運営の安定と経費の適切な管理

目標稼働率 98%

1) 健康サポート（状態把握・対応）について

- ① 入居者の体調変化により、嘱託医・各部門間での連携を密にとり個々の状況に応じた対応（通院、食事の検討等）を図ります。
- ② フロアー稼働率を把握し、体調変化に関する対応の見直しと対策を講じます。
- ③ 入院されている方の常態把握を随時行い、空床の有効活用に努めます。

2) 経費削減について

- ① 特養会議、主任会議にて毎月光熱費の推移を共有・分析し、改善方法を考察、経費を節減します。
- ② 介護用具を丁寧に、清潔に取り扱い傷みが極力少なくなるように努めます。

4 ご家族・地域との関係の強化について

1) 入居者・ご家族・職員が三位一体となった関係を構築し、明るく家庭的な環境をつくり、ご家庭との結び付きを重視した生活を提供します。

- ① 入居者の身体状況や体調に変化があれば適時ご家族への状況報告、連絡を行います。
- ② 写真・書面での近況報告は毎月1回行います。電話等での家族への近況報告は毎月1回以上を行い、ユニットで生活されている様子をお伝えし、より良い関係を構築します。
- ③ 面会は、広域型特養と同様の対応を行います。

2) 地域との関係の強化について

- ① 施設行事に地域ボランティアを受け入れします。（公的機関の指示や感染状況を踏まえ都度検討）
- ② 各地域の触れ合い喫茶、老人クラブ会合等に職員を派遣し、地域との交流を図り、参加者に楽しんで頂くことにより地域貢献に繋がる様に努め、より良い関係を築きます。（公的機関の指示や感染状況を踏まえ都度検討）
- ③ 各地域の老人会等の施設見学会を催し高齢者施設の理解・安心感作りに努めます。（公的機関の指示や感染状況を踏まえ都度検討）

5 危機管理体制の再構築について

1) 介護事故及び感染症防止に関わる安全性の確立について

- ① ヒヤリハットを活用し、事故に至らない事例を集計し、情報を共有することにより重大な事故の予防に繋がります。事故に関しても同様に集計し、再発予防に努めます。
- ② 事故対策委員会を年2回実施し、施設内部での安全環境も視野に入れて検討し、危険箇所について、速やかに改善します。
- ③ リスクマネジメントシートの記入・回覧により、情報・対応・対策の共有を図ります。
- ⑤ 緊急時には、緊急時対応マニュアルに沿った対応を行います。
- ⑥ 感染症対策委員会を中心に感染症マニュアルの適正化を図り、細部の対応をより的確に実施できるようにしていきます。そのため、訓練（シミュレーション）を実施します。
- ⑦ 褥瘡対策委員会を中心に褥瘡発生防止に対する体制を確立し、褥瘡が発生しにくい適切な介護を行います。

2) 苦情に対するスムーズな対応

入居者・ご家族・地域からの苦情・相談に対しては、苦情対応マニュアルに基づき、迅速な対応・改善に努め、各職員に内容を周知徹底します。

3) 防災対策について

- ① 地域災害時は姫路市と連携し、福祉避難所の開設要請があれば要援護者の受入れを行います。
- ② 消防・防災計画を見直し、職員個々にも防災に関する危機意識が持てるように周知します。
- ③ 防災計画に基づき、広域型特養と共同で消防・防災避難訓練・救急法実践訓練を実施します。
また、備えとして非常食の備蓄を行います。

4) リスクマネジメント

- ① 高齢者虐待防止の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
 - ・適切に実施するために担当者を設置します。(管理者)
- ② 身体拘束等の適正化の推進
 - ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
 - ・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。
- ③ 口腔衛生管理の強化
 - ・歯科専門職と看護師、介護職員が連携をとり入居者の口内の衛生管理、評価を行います。

事業計画書 (デイサービスセンターしらさぎ)

《基本理念》

『誠心誠意をつくし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ』

《基本方針》

- ① ご利用者の尊厳と安全を守り、自立支援の推進に努めます。
- ② ご利用者の生活意欲の向上を目指したサービス提供、及び質の向上に努めます。
- ③ 地域とのつながりを大切にします。
- ④ 事業を支えられる人材の育成、体制確保を行います。
- ⑤ 事業運営の安定と経費の適切な管理を行います。

《重点項目》

- ① 現有機能を活かした在宅生活の継続
- ② 個々の利用者に応じたサービス提供とサービスの質向上
- ③ 居宅介護支援事業所・ご家族及び地域との連携
- ④ 人材育成（教育体制の確立）と人員体制の確保
- ⑤ 健康管理と感染症対策
- ⑥ 事業運営の安定と経費の適切な管理

1. 現有機能を活かした在宅生活の継続

- 1) ご家族と共にご利用者の状態を共有し、現有機能を活用した役割を持ち続け、社会参加活動や地域住民との交流機会を持ち、在宅生活を継続できるよう支援します。
- 2) 機能訓練やレクリエーション、他者との交流を通じて心身機能・生活意欲の向上を図り、重度化が

予防できるよう支援します。

- 3) 機能訓練による身体機能の維持向上を図り、転倒予防や出来ることを増やし、行動範囲を広げ、意欲を持って生活が送れるように支援します。
- 4) ご利用者の健康状態を確認し必要に応じて助言し、安心した日常生活が続くように支援します。
- 5) 身体機能や認知機能の低下を予防するため、取組み内容を日常サービスに盛り込み、定期的に体力測定や認知症テストにより数値化し、励みになるように支援します。
- 6) デイルーム内の環境を再構築します。(畳部分を撤去し機能訓練を充実) 簡単な家事動作やプログラムの選択等、利用者自身が主体的に選択でき、自己決定や自己実現につながるケアを行います。

2. 個々の利用者に応じたサービス提供とサービスの質向上

- 1) LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づく計画作成と PDCA サイクルを推進したケアの質向上を図ります。(フィードバックデータの活用)
- 2) 上肢に比べ下肢を動かす機会が少ないため、足の浮腫み予防や血流改善、筋力維持・向上を目的とし、体操や歩行訓練、足踏みなどをプログラムとして取り入れます。
- 3) 多様なプログラム(クラブ活動や製作以外)を考案し、個々の目的を重視でき、生きがいと楽しみを持つことができ充実感のある活動環境を作ります。
- 4) 職員のストレスチェックを実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防ぎます。
- 5) マニュアルを随時見直し、危険予知・安全意識を持ちながら快適なサービスを提供します。
- 6) 感染症や自然災害への対応として、研修の実施、訓練(シミュレーション)を行い、日頃から意識を持ち、有事の際に即対応し利用者の安全確保と事業継続化に備えます。(BCP)
- 7) 利用中の様子や自宅での様子・状況などをご家族と共有するため、連絡帳を活用しきめ細かい対応により信頼関係を築きます。また、様態変化を早期発見・対応により重度化することを防ぎます。
- 8) 嚥下状態や嗜好調査をもとに、安全で楽しく食事ができるよう環境も含め支援します。

月	デイサービス年間行事	月	行事
4月	お花見	10月	ミニ運動会
5月	菜園(植え付け)・ドライブ	11月	お楽しみ会・ドライブ
6月	そうめん流し	12月	クリスマス会
7月	菜園(収穫祭)・七夕	R8.1月	初詣
8月	ミニ夏祭り・ドライブ	2月	節分・バレンタイン
9月	敬老会	3月	ひな祭り

この他にもご利用者の希望、季節や気候に合わせてレクリエーションを企画し、生活に楽しみが持てるように実施していきます。少人数制で生活支援や機能訓練(歩行訓練・段差昇降など)気分転換を図るとともに、外出行事を支援します。

3. 居宅介護支援事業所・ご家族及び地域との連携

- 1) 担当ケアマネジャーやご家族と情報を共有し、必要に応じたサービスの提案や助言を行い、在宅での生活を継続できる環境を整えていけるように支援します。
- 2) 居宅介護支援事業所やご家族、地域に向けて施設での取り組みやサービス内容を訪問、広報誌または会合等で伝え続け、より多く在宅生活継続の手助けにつなげ、デイサービスの認知度を高めます。

4. 人材育成（教育体制の確立）と人員体制の確保

- 1) ご利用者の支援に関わること、福祉施設や職員としての役割などに関する施設内研修を行います。
また、外部研修（WEB）へ主に常勤職員を参加させ、技術・知識の向上を図ります。
- 2) 各職員が目標をもって日々の業務に従事する仕組みを継続するため、定期的に面談を実施し、取り組み内容の進捗を共有します。
- 3) 医療・福祉関係の資格を有さない職員には認知症介護基礎研修の受講機会を与え、認知症対応力の向上を目指すとともに、資格取得のための優遇措置を行います。
- 4) 利用者の人権擁護と虐待防止を推進し、職場環境づくりと人材育成を行います。
- 5) 福祉に携わる者としての基礎知識や社会人としてのマナーをわきまえた人材を育成します。
- 6) ハラスメント対策を強化するために勉強会を開き、誰もが働きやすい環境を確保します。
- 7) 幅広い多様な人材による人員の確保を実現し、その力を特色作りに活かします。
- 8) 新入・中途職員への研修体制（カリキュラム）を確立し、定着できる指導を行います。

開催月	デイサービス 施設内研修テーマ
4 月	法令順守及び倫理
5 月	災害対策と対応
6 月前半	食中毒の予防
6 月後半	入浴介助の方法
7 月	高齢者虐待・身体拘束
8 月	感染症について
9 月	ハラスメント対策
10 月	緊急時対応・心肺蘇生法実習
11 月	個人情報とプライバシー
12 月	高齢者虐待・身体拘束
R7.1 月	認知症ケア
2 月	要介護者等に対するこれからの介護予防の役割
3 月	介護事故の防止、対応・報告

その他にも、必要時に研修を行い、得られた知識や技術により専門性を高め、サービス提供に生かします。また、研修で学んだことを全職員で共有し、サービスの質向上につなげます。

※火災避難訓練は 6 月、10 月に実施。

※感染症シミュレーション、災害対策シミュレーション（各年 2 回実施）法人内合同で実施

※高齢者虐待防止推進のため、定期的に委員会を開き、職員に周知徹底を図ります。（担当：管理者）

※身体拘束等適正化推進のため、定期的に委員会を開き、職員に周知徹底を図ります。（担当：管理者）

5. 健康管理と感染症対策

- 1) お迎え時に検温を実施し異常があれば利用を控え受診を勧めます。来所時は、うがいと手洗い、手指消毒の徹底により細菌の持ち込みを防止します。
- 2) 職員には、検温（出勤前・出勤時・昼食後）・手洗い・うがいを徹底し、体調不良者の早期発見に努め、感染症などの蔓延予防につなげます。

- 3) 感染症予防の為、消毒・換気・検温・マスクの着用・パーティションを用いた飛沫防止（昼食時・喫茶時）を徹底し、指針の整備、研修の実施、シミュレーション（訓練）を行います。
- 4) 既往歴を把握し、体調変化の早期発見に努めます。ご家族にもご利用者の健康状態の確認をお願いし、健康チェック表の活用を呼びかけます。
- 5) ご利用中の様子やご自宅でも注意して頂きたい点などを連絡帳に記載し、ご家族と共にご利用者の健康管理を行います。
- 6) わずかな変化を見逃さず、普段と比較し変化があれば、バイタルサインの再測定や経過観察を行い、必要な処置を行います。医療の必要性があれば、ご家族に説明し、早期受診をお勧めします。
- 7) ご利用者の状態に合わせた体操など、できる限り身体を動かす機会を作り、身体のどの部分に効果があるかなどの説明を加え、健康の維持増進を図ります。

7. 事業運営の安定と経費の適切な管理

目標稼働率 67.5%

- 1) 介護保険制度の動向を常に確認し、算定可能な加算を増やせる体制づくりに努めます。
- 2) 常にコスト意識を持ち、備品は丁寧に取扱い、消耗・摩耗を軽減する工夫をし、光熱費や修繕費などの経費削減を徹底します。数年続く給湯設備の改善を図ります。
- 3) 業務改善（ICTの活用促進）を行い、効率化を図ります。
- 4) 福祉に関する資格取得を推進し、職員の知識・対応力を高め、中重度者や認知症高齢者を積極的に受け入れます。
- 5) 利用時間を柔軟に設定し、多様な生活スタイルのご利用者の受け入れを実現します。
- 6) 事業所の取り組み内容をホームページへ随時更新します。地域・ご家族へリーフレットの配布を行います。居宅介護支援事業所へは空き情報やデイサービスの魅力（活動報告）を細目に発信し、新規利用者につなげます。
- 7) ご利用者・ご家族の希望を汲み取り、丁寧に柔軟な利便性の高いサービスを提供し、ご利用者の受け入れを促進します。お休みされた方には代替日を提案します。
- 8) 利用休止が続いている方や入院された方については、ケアマネジャーやご家族から情報収集、電話連絡や訪問による現状把握と調整に努め、円滑な利用再開につなげます。
- 7) 地域の会合に出向き、介護予防や介護保険サービスの説明などを行い、新規利用者へのアプローチを行います。

事業計画書

（居宅介護支援事業所 しらさぎ在宅介護支援センター）

《基本理念》

「高齢者の自己決定権の尊重」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」の考えに基づき、地域とのつながりを大切にしながら安心して在宅生活が継続できるように支援します。

《基本方針》

- ① ご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように支援を行います。
- ② ご利用者の心身の状況やその置かれた環境等に応じて、ご利用者自身の選択に基づき、適切な居宅サービスを、多様な事業所から、総合的且つ効果的に提供されるように支援を行います。

- ③ ご利用者の地域とのつながりを大切にし、多様な職種・機関との連携を通じて、住み慣れた環境での暮らしを続けていけるように支援を行います。

《重点項目》

- ① サービス計画の作成について
- ② 経営基盤充実のための取り組みについて
- ③ 連携の強化について
- ④ 介護支援専門員としての資質の向上とメンタルケアについて
- ⑤ 地域との交流と連携について

1 サービス計画の作成について

1) 新規利用者への初期対応について

訪問による事前面接を行い、身体状況や日常生活などの情報収集を通じて適切なアセスメントを実施します。

2) 契約書、重要事項説明書の説明と同意について

支援内容や留意事項などの理解と同意が得られるように、ご利用者やご家族に分かりやすく、丁寧な説明を行います。

3) サービス担当者会議の開催について

ご利用者やご家族の意向や自己決定を尊重し、目標を共有するとともに、それぞれのサービス提供事業者の役割分担やサービス内容を明確にします。

4) 居宅サービス計画について

ご利用者やご家族の意向を具体化し、自立支援や重度化予防に向けたケアマネジメントにつなげます。常にご利用者やご家族、サービス事業所間で情報を共有し、サービス調整を行います。状態に変化があれば速やかに見直しをします。

5) 公正中立なケアマネジメントについて

地域における、サービス事業所等のサービス内容や利用料金などの情報を適切に、ご利用者やご家族に対して複数事業所を提示し、デイサービスなどの事業所を選択できるようにします。必要時には、インフォーマルサービスに関する情報も提案し、公正中立な幅広い選択ができるようにします。

6) 苦情対応について

担当利用者やご家族、地域住民、サービス事業所等からの苦情があがった場合には、苦情受付担当者（管理者）が窓口として受付けます。苦情内容は、内部で情報整理を行い、共有、検討したうえで事業所としての方針を決定し、速やかに対象者への対応を行います。

苦情としてあがった案件については、苦情対応マニュアルに従って第三者委員による苦情解決委員会に諮り、対応方法を再検討のうえ対処します。

7) 権利擁護業務について

① 認知症の進行が疑われる利用者に対して、日常生活支援事業や成年後見制度の必要性も視野に検討し、ご利用者やご家族様に情報提供すると共に、必要な社会資源の利用が円滑に行えるように調整機能も果たします。必要に応じて地域包括支援センター等とも連携を図ります。

⑦ 高齢者虐待の防止への対応として、指針を整備し、定期的に研修及び検討委員会を開催します。

高齢者虐待対応における担当者は管理者とします。

③ 虐待の事実を発見時には、速やかに地域包括支援センター等に相談し、実態調査への協力など連携し、迅速に必要な対応を行います。

④ 身体拘束等の適正化を推進するため、指針を整備し、定期的に研修及び委員会を開催します。

8) 感染症対策や災害対策について

事業継続計画（BCP）に基づき、日頃より災害や感染拡大への対応力強化に努めます。感染症や災害が発生した場合にも、ご利用者に必要なサービスが安定的継続的に提供できるようにします。

① 電話等により利用者の安否確認をします。

② 災害により、自宅での生活継続の可否など、訪問時などで把握します。道路等の状況により、直接把握できない地域のご利用者については、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、安否確認をします。

③ 研修や訓練（シミュレーション）を年2回行い、また法人内の防災訓練に参加し、法人内の事業所と連携します。また、備蓄を常時確保し備えます。BCPは年1回振り返り、必要に応じて見直しを行います。

2 経営基盤充実のための取り組みについて

1) 事業収益の向上について

通院時情報連携加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、ターミナルケアマネジメント加算等の算定要件をより多く満たすために、医療との連携を密に行い、根拠書類の作成により記録するなどして、事業収益向上に繋がります。

2) 事業所の知名度向上について

ケアマネジメント研修の企画運営に携わる他、外部研修にも積極的に参加し、情報収集やネットワークの構築を図るなどして、地域において事業所の知名度を高めます。

3) 稼働率向上への取り組みについて

病院や地域包括支援センターなどから、ご紹介が頂けるように、積極的に訪問をして、関係作りに努めます。新規利用の獲得に繋がる信頼を得るため、依頼時には適切かつ迅速な対応を行います。

また状態の変化が見受けられた場合は、早めに受診を勧め、入院の長期化や介護状態の悪化を防ぐとともに在宅生活の維持継続につなげます。

4) 指定介護予防支援事業所について

姫路市指定の指定介護予防支援事業所としてご利用者と直接契約し、介護予防支援事業を以下に留意しつつ展開します。

① 地域包括支援センターと連携して積極的にニーズを把握し、ご利用者の自立した日常生活継続のため、適切なマネジメントを行います。

② 新規依頼時には、居宅を訪問し、ご利用者とご家族から情報収集を行い、解決すべき課題の把握、生活の実態を調査するなど、適切なアセスメントを実施します。

③ 介護予防を目的としたサービスを適切に利用できるように、介護予防サービス計画の原案を作成したうえでサービス事業所等を居宅に招集しサービス担当者会議を実施、調整を行い、連携を図ります。また、必要に応じて計画書の見直しを行います。

④ サービス事業所の選択においては、公正中立の下、複数の選択肢を用意する等、ご利用者の意

思決定を尊重します。また、必要に応じて、インフォーマルサービス選択肢に加え、地域の通いの場や介護予防事業への案内も行います。

3 連携の強化について

1) 入退院時の対応について

- ① 入院時には、病院への情報提供を行い、連携を図ります。
- ② 退院時には、退院前カンファレンスに積極的に参加し調整を行い、円滑な在宅復帰を支援します。
- ③ 退院後の生活においては、主治医やサービス事業所などと連携し、適切なサービス提供ができるように調整を行います。

2) 地域課題への対応と社会資源の開発について

地域包括支援センター等が開催する研修に参加して必要な制度等に関する情報を取得し、地域課題への対応や地域における社会資源の開発を提案するなど、居宅介護支援事業所の担う役割を意識した積極的な活動姿勢をアピールします。

3) 困難ケース等への対応について

- ① 困難ケースや独居高齢者、認知症高齢者に関する相談に対して積極的支援を行い、地域包括支援センターをはじめ、併設サービス（特別養護老人ホームしらさぎの里、デイサービスセンターしらさぎ）やその他のサービス事業所や民生委員など、多職種多機関との連携・協働により早期の問題解決につなげます。
- ② しらさぎの里が地域サポート施設として行う見守りサービス等と連携し、地域ニーズの把握とその分析、方策の検討を行い、地域の要望に素早く対応できる窓口としてその存在をアピールします。

4 介護支援専門員としての資質向上とメンタルケアについて

1) 特定事業所加算Ⅱ算定の取得とそれに伴うサービスの質向上について

- ① 特定事業所加算Ⅱの算定要件を維持するため、サービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を週1回開催します。また、24時間連絡体制を確保し、必要時に利用者等の相談に応じます。
- ② 介護支援専門員の個人目標と研修計画を設定し、目標に応じた研修への参加機会を確保します。また各介護支援専門員の知識や情報を共有し、担当業務に生かし、サービスの向上を目指します。
- ③ 他法人の居宅介護支援事業所と合同で事例検討会を開催します。困難ケースへの対応方法に関する助言などの意見交換を行い、支援内容などを振り返り対応力向上を図ります。
- ④ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力し、実習生を受け入れ、介護支援専門員の育成に貢献します。
- ⑤ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に貢献するため、事例検討会や研修会などに参加します。

2) 介護支援専門員の資質向上への取り組みについて

事業所内研修の他、外部研修にも積極的に参加し、介護支援専門員の知識や資質の向上を図ります。

3) 生産性向上に向けた取り組みについて

- ① 事業所間の連携や情報共有の手段として、ケアプランデータ連携システムの導入について、その動向や仕組みなどを調査するなど生産性向上について検討します。
- ② 介護支援ソフトやICT、IoTなどを活用した業務効率化を検討します。

- ③ 生産性向上に向けた検討を目的とした委員会を月1回程度開催します。

4) メンタルヘルスについて

- ① 介護支援専門員が独りで抱え込まず、お互いに相談し、支え合う体制を整えていきます。
- ② 各担当者が抱える課題は、事業所内全体で共有、検討し、問題解決を図る仕組みを築きます。方法としては、情報共有の徹底、困難事例の早期検討、事業所としての方針を立て対応します。
- ③ 年1回の健康診断とストレスチェックを実施します。それぞれ、産業医による相談日を設定し、メンタルヘルス不調の低減を図り、セルフヘルプの取り組みを支援します。
- ④ ご利用者やご家族との対話におけるリスクを未然に回避するため、常に相手の考えや立場に寄り添って考え、言動や身だしなみなどがご利用者やご家族の感情に触れないように心配りをすることも対策の一つとします。また、その取り組みを通じてご利用者やご家族に、快く安心してご相談して頂ける環境を築きます。

開催月	居宅介護支援事業所 事業所内研修テーマ
4月	法令順守について
5月	生産性向上について
6月	権利擁護について
7月	主治医との連携と多職種連携について
8月	高齢者虐待と身体拘束防止について
9月	ハラスメントとメンタルヘルスについて
10月	事業継続計画（BCP）について
11月	感染症予防について
12月	多職種連携について
令和8年1月	人生会議（ACP）について
2月	認知症及び認知症ケアについて
3月	高齢者の薬について

5 地域との交流と連携について

1) 地域交流と情報発信による貢献活動について

- ① 感染予防に十分注意しながら、アットホーム林田しらさぎや地域の公民館など、地域住民が参加しやすい場所で開催し、地域交流と講習会の場を設けます。
- ② 法人内や他事業所と協力し、多様な専門職を講師として、「しらさぎ地域交流講習会」を企画します。講習会のテーマは、地域住民の関心のある内容を考え、情報発信の機会とします。

2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて

- ① 地域のつながりや支え合い強化の為、交流の場「しらさぎ地域交流講習会」を年3回開きます。
- ② 講習会の開催を通じて、地域住民との信頼関係を構築し、地域に根ざした居宅介護支援事業所として存在意義を高めます。
- ③ 講習会会場に介護相談窓口を開き、地域住民に身近な介護相談窓口として利便性を高めます。
- ④ アウトリーチにより積極的に地域に出向き、地域関係者や住民との間で地域課題を共有し、地域で最も身近な介護相談窓口として地域ニーズの把握に努めます。